
■チケット転売仲介サイトに注意 不審に思ったらすぐ相談を

海外の転売仲介サイトなどを公式サイトと思い込み、定価を大幅に上回る価格で人気のコンサートやスポーツ観戦のチケットを購入してしまったという相談が寄せられています。

《事例》

スポーツ観戦チケットを購入しようと、インターネットで検索した。検索画面の一番上にチケットサイトが表示されたのでクリックした。「残り枚数わずか」と表示されていたので、そのまま購入した。購入確認メールで、改めて内容を確認すると、思っていたより高額だったので、不審に思って調べた。自分が購入したサイトは、非公式の転売仲介サイトと分かった。不安なので購入を取り消したいが、どうしたら良いだろうか。

【アドバイス】

インターネットで検索したときに、非公式のサイトが上位に表示されることもあります。一度行った契約を取り消すことは難しいため、サイト運営事業者の所在地、連絡先などが明示されているかを確認してから利用するようにしましょう。また、価格に加えて、手数料や送料、キャンセルに関するルールなどもよく確認するようにしましょう。

イベントによってはチケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。チケットの利用条件を確認しておくことも重要です。

いわゆる「ダフ屋行為」やインターネット上での高額転売を禁止するため、チケット不正転売禁止法がスタートします。特定の条件を満たすイベントでチケットの不正転売を行った場合、罰則の対象になることがあります。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）